



# 官民による若手研究者発掘支援事業 (若サポ)

## 第3回公募説明資料

2021年9月

国立研究開発法人  
新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）  
新領域・ムーンショット部

## NEDOとは？

- NEDOは、「持続可能な社会の実現」に必要な技術開発の推進を通じて、イノベーションを推進する、国立研究開発法人です。
- リスクが高い革新的な技術の開発や実証を行い、成果の社会実装を促進する「イノベーション・アクセラレーター」として、社会課題の解決を目指します。

## NEDOのミッション

[ エネルギー・  
地球環境問題の解決 ] [ 産業技術力の強化 ]

◆ NEDOのご案内 2021年度・・・<https://www.nedo.go.jp/content/100906746.pdf>

# 1. 本事業の概要（2）



**「官民による若手研究者発掘支援事業（若サポ）」は  
「テーマ公募型」の「助成事業」です。**

	ナショナル プロジェクト型 (課題設定型)	テーマ公募型
目的、目標	NEDOが設定	提案者が設定
分野・領域	NEDOが設定	提案者が設定

## 現在実施中の研究開発テーマ

- ◆ 第1回公募採択・・・[https://www.nedo.go.jp/koubo/CA3\\_100226.html](https://www.nedo.go.jp/koubo/CA3_100226.html)
- ◆ 第2回公募採択・・・[https://www.nedo.go.jp/koubo/CA3\\_100284.html](https://www.nedo.go.jp/koubo/CA3_100284.html)

# 1. 本事業の概要（3）

## 本事業で期待する効果

官民が協調して大学等の有望な若手研究者・シーズ研究を発掘し、これを企業の研究開発や事業活動に早期に結びつけるエコシステムを構築することで、

- 世界最高水準のイノベーションを実現
- 我が国の地域レベルでのイノベーション創出
- 若手研究者が大学等と企業の両方へキャリアを模索することなどが期待されます。



# 1. 本事業の概要（4）

公募要領 P.2



**実用化に向けた目的志向型の創造的な基礎又は応用研究<sup>※1</sup>を行う大学等<sup>※2</sup>に所属する若手研究者<sup>※3</sup>**を発掘し、若手研究者と企業との**共同研究等<sup>※4</sup>**の形成を促進する等の支援をすることにより、次世代のイノベーションを担う人材を育成するとともに、我が国の産業技術力向上に貢献することをめざします。

**※1 実用化に向けた目的志向型の創造的な基礎又は応用研究：**

創造的な研究開発に基づいた技術シーズが産業に応用されることを目指して、課題克服のために、原理の解明や試作品の開発、実証試験等を行うもの

**※2 大学等：**

国公立研究機関、国公立大学法人、大学共同利用機関法人、私立大学、高等専門学校、並びに国立研究開発法人、独立行政法人、地方独立行政法人及びこれらに準ずる機関

**※3 若手研究者：**

主任研究者（大学等に在籍する研究者で、助成事業の開始年度の4月1日時点において、**博士号の学位の取得者であり、かつ45歳未満**）及び登録研究員（大学等に在籍する研究者又は学生で、助成事業の開始年度の4月1日時点において、博士号の学位を取得又は研究開発能力を有していることを所属部署等の長から認められた者であり、かつ45歳未満）

**※4 共同研究等：**

日本国内に登記されている企業（その事業活動に係る主たる技術開発及び意思決定のための拠点を日本国内に有するもの）と、実用化に向けた取り組みとして、**共同研究、受託研究、技術指導、博士後期課程を対象とした研究インターンシップ、クロスアポイントメント制度**の活用等を行うもの

## 2. 共同研究フェーズ（1）概要

公募要領 P.2-3



**大学等に所属する若手研究者**が企業と共同研究等の実施に係る合意書を締結し、企業から大学等に対して共同研究等費用が支払われることを条件として、**実用化に向けた目的志向型の創造的な基礎又は応用研究**を実施するものについて助成します。



- **助成金交付先**： 若手研究者（主任研究者、登録研究員）が**所属する大学等**
- **助成金の額**：1テーマあたり**3,000万円以内/年**、企業から支払われる**共同研究等費用**と同額以下
- **事業期間**：**最大5年間**※

※助成金の交付決定期間は2年間とし、事業期間が2年間を超える場合には、2年目終了前に実施する中間評価により、研究開発実施内容の見直しや、研究開発を中止する場合があります。

## 2. 共同研究フェーズ（2）事業スキーム

公募要領 P.2-3



本助成事業は「官民による若手研究者発掘支援事業費助成金交付規程」（2021年10月改訂予定）に沿って実施します。

[https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/hojo\\_josei\\_koufukitei\\_koufukitei.html](https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/hojo_josei_koufukitei_koufukitei.html)

### ○ 助成対象となる費用

当該助成事業に必要な費用のうち、交付規程に定める直接経費及び間接経費の範囲。

### ○ 助成金額

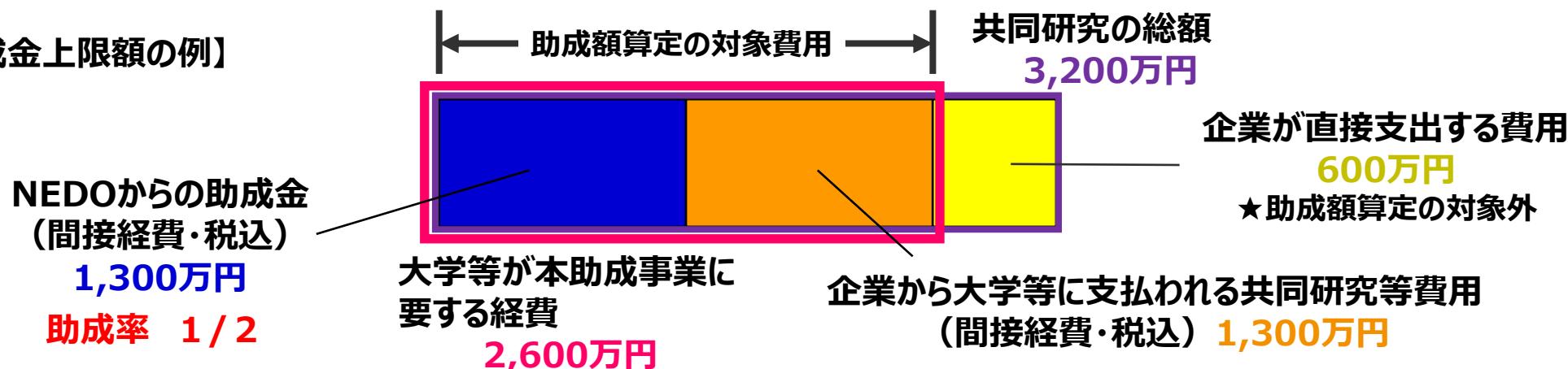
1テーマあたり**3,000万円以内／年**とし、

共同研究等を実施する**企業から支払われる共同研究等費用と同額以下**を助成。

\*採択決定後に提出いただく「**交付申請書**」・「**合意書**」（P.19参照）に基づき、**大学等が本助成事業に要する経費**に対し、助成率1／2で交付決定します。

支払額は交付規程に定める通り、精算払にて確定します（交付先となる大学等からの本助成事業に要する支出についてその実績を検査して確定）。ただし必要に応じて年4回の概算払が可能です。

### 【助成金上限額の例】



★本事業は助成事業ですが、「競争的研究費」のため、間接経費の計上もできます。

★本事業では主任研究者本人の人事費も計上もできます。

## 2. 共同研究フェーズ（3）対象者

公募要領 P.7



**共同研究フェーズにおける提案者（主任研究者）**は、次の要件を全て満たしている必要があります。

- a. 助成事業の責任者（主任研究者）となること。
- b. 2021年4月1日時点において、**博士号の学位の取得者であり、かつ45歳未満**であること。
- c. 日本国内に所在する大学等に在籍する**研究者**であり、交付決定までに、助成金の交付先となる大学等との間で守秘義務を含む**雇用契約が締結されていること**。
- d. 提案時点で企業と共同研究等の検討がされており、交付決定後すぐに企業との共同研究等に着手できること。
- e. 助成事業の実施にあたって、所属する機関の产学連携部門等と連携し、協力を得られる体制を構築できること。

**助成事業に研究員として登録される研究者（登録研究員）**は、次の要件を全て満たしている必要があります。

- a. 2021年4月1日時点において、**博士号の学位を取得**又は**研究開発能力を有していることを所属部署等の長から認められた者**であり、かつ**45歳未満**であること。
- b. 日本国内に所在する大学等に在籍する**研究者**又は**学生**であり、交付決定までに、助成金の交付先となる大学等との間で守秘義務を含む**雇用契約が締結されていること**。

**助成金の交付先となる大学等**（主任研究者及び登録研究員が所属する機関）は、次の要件を全て満たしている必要があります。

- a. 日本国内に所在すること。
- b. 交付決定までに、提案者が共同研究等を実施する企業との間で共同研究等に係る契約を締結し、共同研究等が実施できる体制を有すること。
- c. 経理その他の事務について的確に管理できる体制を有すること。
- d. e-Rad上で提案者に対して機関承認を行えること。
- e. 提案者の提案が採択された場合、NEDOに対して助成金交付に係る申請ができること。

## 2. 共同研究フェーズ（4）対象事業

公募要領 P.9



**産業技術分野及びエネルギー・環境分野の実用化に向けた目的志向型の創造的な基礎又は応用研究<sup>※1</sup>で、企業と新産業の創出に貢献することを目指した共同研究等<sup>※2</sup>を行うもの。**

但し、「医薬・創薬分野、医療機器分野<sup>※3</sup>」での実用化に事業目的を限定した研究開発提案は対象外。

- ※1 創造的な研究開発に基づいた技術シーズが産業に応用されることを目指して、課題克服のために、原理の解明や試作品の開発、実証試験等を行うもの
- ※2 日本国内に登記されている企業（その事業活動に係る主たる技術開発及び意思決定のための拠点を日本国内に有するもの）と、実用化に向けた取り組みとして共同研究、受託研究、技術指導、博士後期課程を対象とした研究インターンシップ（事業終了後に民間企業での採用も視野に入れて、民間企業のテーマを実施するイメージ）、クロスアポイントメント制度の活用等を行うもの
- ※3 医薬品や医療機器として、審査・承認を受けることを前提としたもの

### 《対象となる共同研究の例》

【パターン1】企業と新規テーマで共同研究を開始する場合。

【パターン2】既に別の共同研究を行っている相手先企業と、本事業に提案する新規の研究開発計画（テーマ、期間、契約額等）に沿って「合意書」を作成し、共同研究等を開始する場合。

- 本助成事業以外の研究開発成果と合わせて実用化を目指すものでも構いません。  
(ただし、研究開発の実施内容や資金等は分けて整理されている必要があります。)
- 成果発表等の際には、本事業により支援を受けたことを必ず表示してください。  
他の研究開発での成果と合わせて発表を行う場合も同様です。

## 2. 共同研究フェーズ（5）応募方法

公募要領 P.10



「府省共通研究開発管理システム（e-Rad）」において応募の申請を行った上で、  
下記の書類をE-mailの添付ファイルにて提出してください。

### 《提出書類》

- **様式 1.** 提案書【共同研究フェーズ】 (PDF及びWORD)  
※ 「添付資料 1. 主任研究者研究経歴書」  
「添付資料 2. その他の補助金等制度との関係等」を含む。
- **添付資料 3. 利害関係の確認について** (PDF)
- **添付資料 4. 応募内容提案書** (e-Radで作成) (PDF)

### 《提出先》

NEDO新領域・ムーンショット部 「若サポ」 担当宛

E-mail : [wakate-3-jr@nedo.go.jp](mailto:wakate-3-jr@nedo.go.jp)

※メールタイトル文頭に必ず【共同研究フェーズ提案書：所属機関\_氏名】と記載してください。

**《提出期限》 2021年10月25日（月）12時必着**

## 2. 共同研究フェーズ（6）提案に関する注意



公募要領 P.11～

### a. NEDOへの提案書の提出とe-Radによる申請の両方の手続きが必要です。

e-Radによる申請手続きを行わないと、本助成事業への応募ができません。e-Radの所属研究機関の登録手続きには、2週間以上掛かる場合があるため、余裕を持って登録手続きを行ってください。

### b. 提案書の作成にあたっては、「産学官連携による共同研究強化のためのガイドライン」

([https://www.meti.go.jp/policy/innovation\\_corp/guideline.html](https://www.meti.go.jp/policy/innovation_corp/guideline.html))

を活用して共同研究等の実施計画を策定してください。

### c. 提案書の内容は原則非公開としますが、秘匿したい内容は記載しないでください。

提案書の提出前に、提案書の記載内容について共同研究等を実施する企業に確認してください。

### d. 応募要件とする企業との共同研究等は、交付決定日以降に開始されるもののみです。

※既に共同研究等を行っている企業と実施するものについては、これまでのものと当該助成事業への提案内容を分けて整理し、新たな研究開発計画（テーマ、期間、契約額等）として「合意書」を作成してください。

### e. 採択に至った場合でも、審査の結果により提案内容、提案額について条件を付すことがあります。

### f. 提案の段階では企業との共同研究等に係る契約を締結しておく必要はありませんが、採択された場合には、速やかに共同研究等が実施できる体制を整えてください。

### 3. マッチングサポートフェーズ（1）概要

公募要領 P.3-4



大学等に所属し、企業との共同研究等の実施を希望する若手研究者が実施する、産業界が期待する目的志向型の創造的な基礎又は応用研究を実施するものについて助成します。また、企業との共同研究等の機会を創出するためのマッチング支援※を実施することで、共同研究フェーズにおける企業との共同研究等の実施を目指します。



※NEDO 及び NEDOがマッチング支援業務を委託するマッチングサポート委託機関による、伴走型のフォローアップ等。技術シーズのNEDOウェブサイト掲載の他、マッチングイベント、共同研究等の形成に向けた研修・講習会等の開催を予定。

- 助成金交付先： 若手研究者（主任研究者、登録研究員）が所属する大学等
- 助成金の額：1テーマあたり**1,000万円以内/年**
- 事業期間：**最大2年間**※（交付決定期間は1年間ごと）

※ステージゲート審査により、共同研究フェーズへの移行が認められた場合は通算で最大5年。

※助成金の交付決定期間は1年間とし、事業期間が1年間を超える場合には、**1年目終了前に実施する中間評価**により、研究開発実施内容の見直しや、研究開発を中止する場合があります。

### 3. マッチングサポートフェーズ（2）事業スキーム

公募要領 P.3-6

本助成事業は、「官民による若手研究者発掘支援事業費助成金交付規程」（2021年10月改訂予定）に沿って実施します。

[https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/hojo\\_josei\\_koufukitei\\_koufukitei.html](https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/hojo_josei_koufukitei_koufukitei.html)

- 助成対象となる費用

当該助成事業に必要な費用のうち、交付規程に定める直接経費及び間接経費の範囲。

- 助成金額

1テーマあたり**1,000万円以内／年**

\*採択決定後に提出いただく「交付申請書」（P.19参照）に基づき、交付決定します。

支払額は交付規程に定める通り、精算払にて確定します（交付先となる大学等からの本助成事業に要する支出についてその実績を検査して確定）。ただし必要に応じて年4回の概算払が可能です。

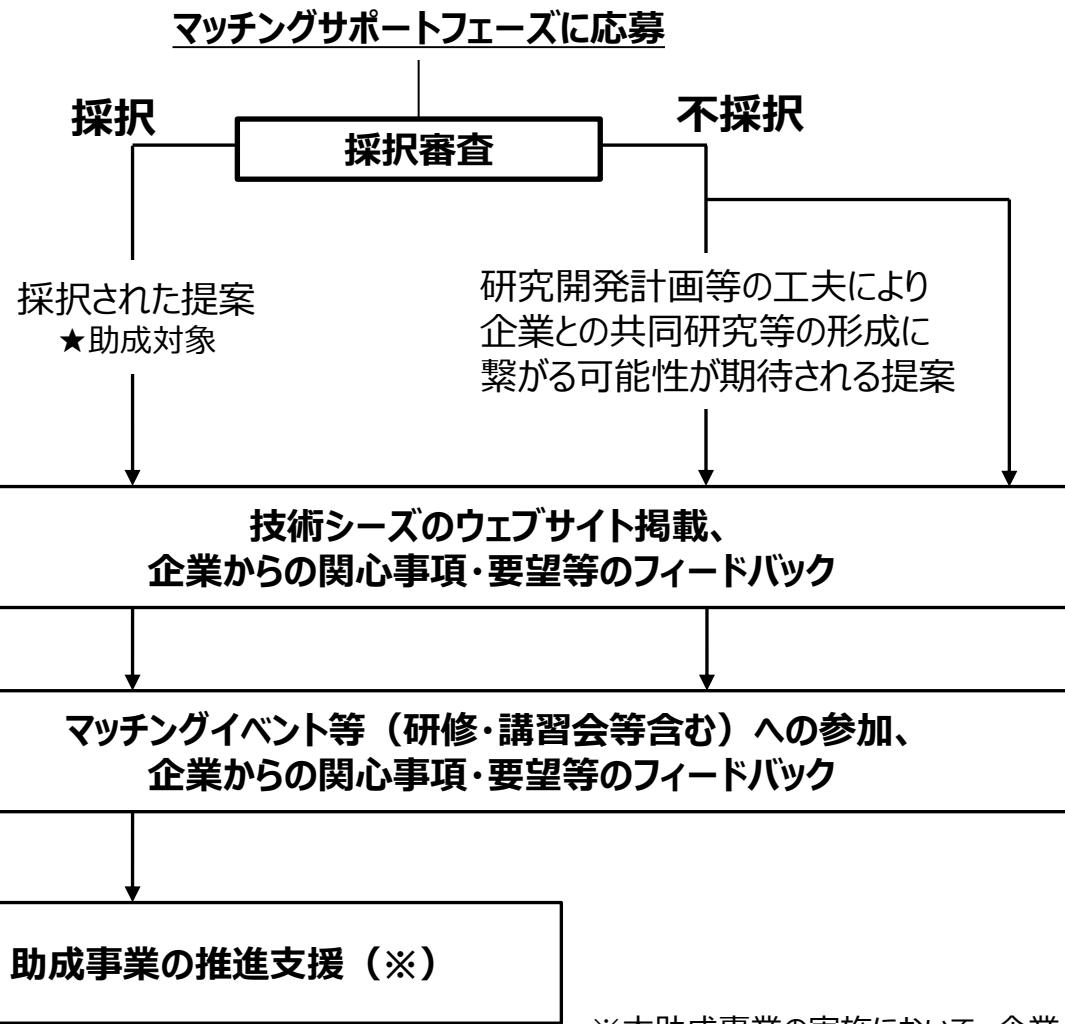
★本事業は助成事業ですが、「競争的研究費」のため、間接経費の計上もできます。

★本事業では主任研究者本人の人物費も計上もできます。

### 3. マッチングサポートフェーズ（3）事業スキーム

#### マッチングサポートフェーズにおける支援の流れ

公募要領 P.3-6



- 応募を受け付けた提案について、マッチング支援を目的として個人情報以外の提案内容※をNEDOウェブサイトに掲載し、技術シーズを広く企業に周知し、企業からの関心表明があった場合は提案者にフィードバックします。  
※研究開発提案書【表紙】
- 採択審査において、企業との共同研究等を形成する可能性があると評価された提案（採択に至らなかった提案を含む）については、マッチングイベント等（共同研究等の形成に向けた研修・講習会等含む）に参加していただきます。マッチングイベントにおいて収集した企業からの関心事項・要望等については、取りまとめた上で対象の提案者にフィードバックします。
- 採択された提案については、マッチングサポート委託機関による企業への周知活動で企業からの関心事項・要望等を収集し、それらを踏まえて、助成事業の推進支援を実施します。

※本助成事業の実施において、企業との共同研究の形成を促進するための助言・提言を行う。例えば、企業からの関心事項・要望等の解釈と研究開発計画への反映指導、研究開発出口イメージの提案（PRする企業分野・業界の選定）等。

# 3. マッチングサポートフェーズ（4）事業スキーム

公募要領 P.3-6

## マッチングサポートフェーズにおける支援（予定）

### ①若手研究者発掘支援マッチングプラットフォーム

- ・ 若手研究者が有する研究シーズを紹介する専門サイトを開設。  
<https://wakasapo.nedo.go.jp/>



### ②企業へのシーズ紹介イベント

- ・ 若手研究者の研究シーズを全国の企業に周知。  
研究シーズに対する関心事項・要望等を収集。  
【参考（過去の事例）】：2021年3月まで計6回実施し、のべ524機関が参加

### ③マッチングイベント

- ・ オンライン上の仮想イベント空間において、若手研究者と企業等との間で、マッチングを実施。  
【参考（過去の事例）】：<https://wakasapo.nedo.go.jp/events/matching20/>

### ④産学連携集合研修

- ・ 研究者及び産学連携担当者向けに、産学連携の成立に向けたセミナーを実施。

### ⑤伴走型のフォローアップ支援

- ・ 企業の関心事項を研究開発計画に反映するサポート、研究開発出口イメージの提案等の助言。

### 3. マッチングサポートフェーズ（5）対象者

マッチングサポートフェーズにおける提案者（主任研究者）は、次の要件を全て満たしていることが必要です。

- a. 助成事業の責任者（主任研究者）となること。
- b. 2021年4月1日時点において、**博士号の学位の取得者**であり、かつ**45歳未満**であること。
- c. 日本国内に所在する大学等に在籍する研究者であり、交付決定までに、助成金の交付先となる大学等との間で守秘義務を含む雇用契約が締結されていること。
- d. 企業との共同研究等に向けた技術シーズを有し、かつ共同研究等の実施を希望し、共同研究フェーズを目指す者。
- e. NEDO及びマッチングサポート委託機関が実施するマッチング支援を受けることを希望する者。
- f. 助成事業の実施にあたって、所属する機関の产学連携部門等と連携し、協力を得られる体制を構築できること。

助成事業に研究員として登録される研究者（登録研究員）は、次の要件を全て満たしていることが必要です。

- a. 2021年4月1日時点において、**博士号の学位を取得**又は**研究開発能力を有していることを所属部署等の長から認められた者**であり、かつ**45歳未満**であること。
- b. 日本国内に所在する大学等に在籍する研究者又は学生であり、交付決定までに、助成金の交付先となる大学等との間で守秘義務を含む雇用契約が締結されていること。

助成金の交付先となる大学等（主任研究者及び登録研究員が所属する機関）は、次の要件を全て満たしていることが必要です。

- a. 日本国内に所在すること。
- b. 提案時点では要件としないが、マッチングサポートフェーズの事業実施中に企業との共同研究等の形成に至り、共同研究フェーズへの事業を継続する場合、共同研究等を実施する企業との間で共同研究等に係る契約を締結し、共同研究等が実施できる体制を構築できること。
- c. 経理その他の事務について的確に管理できる体制を有すること。
- d. e-Rad上で提案者に対して機関承認を行えること。
- e. 提案者の提案が採択された場合、NEDOに対して助成金交付に係る申請ができること。

### 3. マッチングサポートフェーズ（6）対象事業



公募要領 P.9

産業技術分野及びエネルギー・環境分野の実用化に向けた目的志向型の創造的な基礎又は応用研究<sup>※1</sup>で、産業界が期待する研究開発であり、研究開発の成果が産業に応用されることを目的とし、今後企業との共同研究等を目指すもの。

但し、「医薬・創薬分野、医療機器分野<sup>※2</sup>」への応用のみを想定した研究開発提案は対象外。

※1 創造的な研究開発に基づいた技術シーズが産業に応用されることを目指して、課題克服のために、原理の解明や試作品の開発、実証試験等を行うもの

※2 医薬品や医療機器として、審査・承認を受けることを前提としたもの

- 現時点でシーズ技術の具体的な応用先が決まっていなくても構いませんが、想定される実用化イメージを提案書において示してください。
- 成果発表等の際には、本事業により支援を受けたことを必ず表示してください。他の研究開発での成果と合わせて発表を行う場合も同様です。

### 3. マッチングサポートフェーズ（7）応募方法



公募要領 P.10-11

「府省共通研究開発管理システム（e-Rad）」において応募の申請を行った上で、  
下記の書類をE-mailの添付ファイルにて提出してください。

#### 《提出書類》

- 様式2.** 提案書【マッチングサポートフェーズ】 (PDF及びWORD)  
※「添付資料1. 主任研究者研究経歴書」  
「添付資料2. その他の補助金等制度との関係等」を含む。
- 添付資料3. 利害関係の確認について** (PDF)
- 添付資料4. 応募内容提案書** (e-Radで作成) (PDF)

#### 《提出先》

NEDO新領域・ムーンショット部 「若サポ」 担当宛

E-mail : [wakate-3-yr@nedo.go.jp](mailto:wakate-3-yr@nedo.go.jp)

※メールタイトル文頭に必ず【マッチングサポートフェーズ提案書：所属機関\_氏名】と記載してください。

《提出期限》 **2021年10月25日（月）12時必着**

### 3. マッチングサポートフェーズ（8）提案に関する注意

公募要領 P.12～

- a. NEDOへの提案書の提出とe-Radによる申請の両方の手続きが必要です。  
e-Radによる申請手続きを行わないと、本助成事業への応募ができません。e-Radの所属研究機関の登録手続きには、2週間以上掛かる場合があるため、余裕を持って登録手続きを行ってください。
- b. 提案書の作成においては、共同研究フェーズを含む、最大5年間の研究開発計画を作成してください。なお、共同研究フェーズにおける研究開発計画については、出口イメージを踏まえ、企業とどのような研究開発を実施する必要があるか、どのような課題があるか等、想定できる範囲で作成してください。
- c. 提案書の内容は企業との共同研究等の機会の創出のため、提案書に記載された個人情報以外は原則公開とします。秘匿したい内容は記載しないでください。提案書の提出前に、提案書の記載内容について所属する機関の产学研連携部門、連携する研究機関等に確認してください。
- d. 採択に至った場合でも、審査の結果により提案内容、提案額について条件を付すことがあります。
- e. 採択決定後は、交付規程により、所属する大学等から助成金交付に係る申請を行う必要があります。

# 4. 事業開始までのプロセス

公募要領 P.4-6



## 公募・採択審査スケジュール（予定）

2021年度



- 公募締切後、[外部有識者による審査](#)及びNEDO内に設置する契約・助成審査委員会による総合的な審査を行い、採択を決定します。  
(審査の内容によって、実施内容や助成対象経費に条件を付す場合があります。)
- 採択決定された提案については、NEDOから提案者に通知します。不採択の場合も、不採択理由を添えてその旨を通知します（[2022年1月下旬頃を予定](#)）。採択が決定された提案に関しては、助成事業者名（所属機関名）、研究開発テーマ名等の情報をNEDOウェブサイトに公表します。
- 採択決定後、「[官民による若手研究者発掘支援事業費助成金交付規程](#)」に定める下記の様式を提出いただき、NEDOからの交付決定通知日をもって事業開始となります（それ以前の経費は助成対象とはなりません）。

- [助成金交付申請書](#)（様式第1）

- [助成金交付申請についての合意書](#)（様式第1 添付資料3） **\*共同研究フェーズのみ**

（提案する共同研究等のテーマ、期間、契約額等について、相手先企業との合意内容を証するもの。）

（なお、企業との共同研究契約書の提出は不要。）

- [共同研究等実施計画策定の手引き](#)（産学官連携の体制整備に関するチェックシート）

（様式第1 添付資料3（別紙1）） **\*共同研究フェーズのみ**

# お問い合わせ先

公募要領 P.26



当該助成事業の内容、応募に係る具体的な手続き、提出書類の記載方法等のお問い合わせは、下記E-mailにて受け付けます。  
(審査の経過等に関するお問い合わせには応じられません。)

併せて、FAQ（よくあるご質問）を公募ホームページに掲載しますのでご参照ください。  
(随時更新予定)

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

新領域・ムーンショット部 「若サポ」担当

E-mail : wakate-contact@nedo.go.jp

